



平成 23 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 ディービーエックス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 若林 誠
(JASDAQ・コード番号：3079)
問い合わせ先 IR・広報室長 田島恵美子
TEL 03-5985-6827

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 25 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 第 2 条の事業の目的に、介護用品および介護機器の輸出入等を追加するため、同条第 6 号にこれを追記するとともに、中古医療機器の売買を行うため、第 9 号に「古物の売買」を追記するものであります。
- (2) 株主名簿管理人の役割について明文化するため、条文を追加するものであります。
- (3) 監査役会の決議の方法について明文化するため、条文を追加するものであります。
- (4) その他、規定の内容を明確にするため、所定の変更を行うとともに、この機会に一部文言を整備するものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 23 年 6 月 28 日（火曜日）
定款変更の効力発生予定日	平成 23 年 6 月 28 日（火曜日）

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を表します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1.</u> 医療用機器、関連周辺機器ならびに関連材料の輸出入および製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業 <u>2.</u> 医療用機器ならびに関連周辺機器の研究・開発 <u>3.</u> 医療用システムの設計、販売および輸出入 <u>4.</u> 医療用コンピューターの設計ならびに製造販売 <u>5.</u> 健康および医療に関する機器・器具の輸出入および製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業 <u>6.</u> 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、日用雑貨品の輸出入および製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業 <u>7.</u> 医療および医療用機器全般のコンサルティング業務ならびにサービスの内外提供 <u>8.</u> 医療出版および市場調査を含む関連サービスの内外提供 <u>9.</u> 前各号に付帯または関連する一切の業務	第1条 (現行どおり) (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1)</u> 医療用機器、関連周辺機器ならびに関連材料の輸出入および製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業 <u>(2)</u> 医療用機器ならびに関連周辺機器の研究・開発 <u>(3)</u> 医療用システムの設計、販売および輸出入 <u>(4)</u> 医療用コンピューターの設計ならびに製造販売 <u>(5)</u> 健康および医療に関する機器・器具の輸出入および製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業 <u>(6)</u> 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、日用雑貨品、<u>介護用品</u>および<u>介護機器</u>の輸出入および製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業 <u>(7)</u> 医療および医療用機器全般のコンサルティング業務ならびにサービスの内外提供 <u>(8)</u> 医療出版および市場調査を含む関連サービスの内外提供 <u>(9)</u> 古物の売買 <u>(10)</u> 前各号に付帯または関連する一切の業務

第3条～第8条（条文省略） （株主名簿管理人） 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 （株式取扱規則） 第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>株式取扱規則</u>による。 第11条～第27条（条文省略） （取締役会規則） 第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>取締役会規則</u>による。	第3条～第8条（現行どおり） （株主名簿管理人） 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u> （株式取扱規程） 第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>株式取扱規程</u>による。 第11条～第27条（現行どおり） （取締役会規程） 第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>取締役会規程</u>による。
---	---

第 29 条～第 36 条（条文省略） （新設） （<u>監査役会規則</u>） 第 <u>37</u> 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める<u>監査役会規則</u>による。 第 <u>38</u> 条～第 <u>48</u> 条（条文省略）	第 29 条～第 36 条（現行どおり） （<u>監査役会の決議の方法</u>） 第 <u>37</u> 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> （<u>監査役会規程</u>） 第 <u>38</u> 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める<u>監査役会規程</u>による。 第 <u>39</u> 条～第 <u>49</u> 条（現行どおり）
---	---